

函館市都市景観賞選考の取扱い

(趣旨)

第1条 この取扱いは、函館市都市景観賞（以下「景観賞」という。）の選考にあたって、「優れた都市景観の形成に寄与しているもの」または「都市景観の形成に貢献したもの」の審査を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この取り扱いにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 委員会 函館市都市景観賞選考委員会をいう。
- (2) 物件等 函館市都市景観条例（平成7年函館市条例第14号。）第34条第1項に規定する都市景観の形成に寄与していると認められるまたは都市景観の形成に貢献したと認められる建築物等および活動をいう。
- (3) 選考物件等 一次選考において書類選考を行い、部門に関係なく、物件等の中から、10件程度選ばれたものをいう。
- (4) 要領 函館市景観賞実施要領をいう。
- (5) 一般投票 要領第10条に規定するものをいう。
- (6) 受賞物件等 景観賞に決定した物件等をいう。
- (7) 部門 要綱第4条第1項に規定するものをいう。

(選考の流れ)

第3条 選考は、委員会として次に掲げる内容により、行うものとする。

(1) 事前準備

応募のあった要領第3条の要件を満たすものについては、審査するための「選考シート」（別記様式第1号・第2号）を作成し、各委員へ送付するものとする。

(2) 一次選考（書類選考）

前号の「選考シート」により書類選考を行うものとする。

書類選考は、部門に関係なく、物件等の中から10件程度を選び、

二次選考を行う選考物件等を決定するものとする。

(3) 事前確認

選考物件等に決定したときは、速やかに所有者、設計者、施工者その他関係者および団体等へ事前に確認し、承諾を得るものとする。

(4) 二次選考（現地調査）

選考物件等のうち、前号の承諾を得た物件について実施するものとする。

(5) 二次選考（意見交換）

現地調査の実施後に、各委員による意見交換を行うものとする。

意見交換終了後に、第4条の採点評価に基づき、「選考シート」の追加・修正等を行うものとする。

次号に基づき一般投票が行われた場合、その投票結果についても二次選考の際に参考とするものとする。

(6) 一般投票

要領第10条第1項の規定に基づき、物件等について、一般投票により意見聴取を行うことができるものとする。

投票結果については、要領第10条第2項の規定に基づき、委員会へ報告し、選考の際に参考とするものとする。

(7) 最終選考

受賞物件等については、二次選考を行った選考物件等の中から、第4条の選考の規定に基づき、総合的に判断し、景観賞にふさわしい物件等を選考するものとする。

受賞物件等は、部門ごとに原則1件程度とするが、「選考シート」の評価基準を満たさない場合は該当なしとする。

(採点評価および選考)

第4条 採点評価および選考の方法は、次に掲げる内容により、行うものとする。

(1) 採点評価

採点評価は、委員相互の意見交換終了後、部門に関係なく、二次選考を行った物件等について、「選考シート」により行うものとする。

る。

(2) 選考

採点評価の結果に基づき，点数の高い物件等の中から委員協議により選考するものとし，特定の部門に偏らないよう配慮するなど，総合的に判断し景観賞を決定するものとする。

附 則

この取扱いは，平成31年3月15日から施行する。